

Agora.io SDK 使用許諾契約書 追加条項 (AR Filter SDK)

株式会社ブイキューブ（以下、「V-cube」という）は、以下の「Agora.io SDK 使用許諾契約書 追加条項 (AR Filter SDK)」（以下、「本追加条項」という）を設け、本追加条項で明示的に規定する諸条件を前提として、AR Filter SDK をカスタマーに提供する。

1 本追加条項について。

- 1.1 本追加条項は、カスタマーが AR Filter SDK を利用する場合に適用され、V-cube とカスタマーとの間、若しくは、V-cube パートナーとカスタマー間における AR Filter SDK の利用に関する条件を規定することを目的とするものである。本追加条項は、Agora.io SDK 使用許諾契約書（以下、「本契約」という、<https://jp.vcube.com/terms>）の一部を構成するものであり、民法 548 条の 2 が定める定型約款に該当する。V-cube の所定の申込書による申込、又は、AR Filter SDK の利用によって本追加条項を契約の内容とする旨に同意したときに、本追加条項の個別の条項についても同意したものとみなされる。
- 1.2 本追加条項中の各用語は、本追加条項で明示的に規定する場合を除き、本契約中の同一用語と同一の意味で用いられるものとする。
- 1.3 AR Filter SDK は、本契約で定める SDK の 1 つであり、AR Filter SDK の料金、期間と終結を含むがこれに限定されない適用可能な全てについて、本契約の規定が適用されるものとする。
- 1.4 本契約と本追加条項の間に矛盾がある場合、本追加条項が優先されるものとする。
- 1.5 V-cube は、カスタマーの一般の利益に適合する場合のほか、社会情勢、経済事情、経営環境、税制の変動等の諸般の状況の変化、法令の変更、AR Filter SDK に関する実情の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、カスタマーの事前の承諾を得ることなく、本追加条項の内容を変更できるものとします。
- 1.6 V-cube は、前項の定めに基づいて本追加条項の変更を行う場合は、変更後の内容を、V-cube ウェブサイト上に表示し又は当社の定める方法により通知することでカスタマーに周知するものとします。

2 **終了。** AR Filter SDK の契約期間が終了した場合、カスタマーは、AR Filter SDK の使用を中止し、Agora、V-cube 又は V-cube パートナーによって提供された、全ての AR Filter SDK のコピー、全ての関連電子技術材料及びドキュメントを完全にアンインストールし、そのサーバーから削除するものとする。また、カスタマーが所有又は管理する全ての有形で印刷された AR Filter SDK のコピー、全ての関連電子技術材料及びドキュメントを返却するものとし、V-cube 又は V-cube パートナーが書面で同意した場合は、返却の代わりに削除するものとする。

3 ライセンス。

- 3.1 **ライセンス及び制限。** 本契約及び本追加条項の条件に基づき、Agora はカスタマーに対して、非独占で、譲渡不可である右記のライセンスを許諾する：AR Filter SDK 内で特定される、オブジェクトコードライブラリー、API、バーチャルな表示物、ドキュメントを使用し、顔認識及び表情のデータを即時に取得し、入手した顔認識及び表情のデータに基づく顔の位置と表情に連動するバーチャルな表示物を描画する能力を、カスタマーのアプリケーション内において開発し利用可能にすること。
- 3.2 **ライセンス及びライセンスキー。** AR Filter SDK のライセンスは、カスタマーのアプリケーションごとに許諾される。各ライセンスは、暗号化されたライセンスキー（以下、「ライセンスキー」という）によって有効化され、各 App ストアに提出されるカスタマーのアプリケーションにはライセンスキーを含めなければならない。各ライセンスキーは、1 つの Android アプリケーションと 1 つの iOS アプリケーションへの組み込みをサポートする。AR Filter SDK は、カスタマーのアプリケーション名ごとに登録されなければならない。V-cube 又は V-cube パートナーの事前同意なしに別のカスタマーのアプリケーションに移転させたり、使用させたりしてはならない。本条項の違反は、本契約 9.2 の重大な違反となる。
- 3.3 **表示物作成ツール及びバーチャル表示物。** AR Filter SDK は、プレインストールされたバーチャル表示物（以下「Agora バーチャル表示物」という）のライブラリーと共に提供される。Agora は、カスタマーのバーチャル表示物を除き、Agora バーチャル表示物、それに関する全ての修正、改良、強化、派生物、及び全ての関連する知的財産権について、全ての所有権、権利及び利益を保持する。カスタマーは、カスタマーのバーチャル表示物、それに関する全ての修正、改良、強化、派生物、及び全ての関連する知的財産権について、全ての所有権、権利及び利益を保持する。カスタマーは、本契約に基づき、カスタマーのバーチャル表示物（AR Filter SDK と Agora バーチャル表示物を除く）が特許、著作権、トレードシークレット、商標、又は、その他第三者の知的財産権を侵害したことによって生じる、全ての請求、要求、損害、債務、費用及び経費について（合理的な弁護士費用と裁判費用を含む）、Agora、V-cube 及び V-cube パートナー並びにその役員、取締役、従業員及び代理人を保護し、損害を与えないものとする。

以上

最終改定日：2020 年 3 月 30 日